

長久手市不妊治療等補助金制度 ～よくある質問について～

	問	回答
1	治療により妊娠出産しました。第2子妊娠のための治療も対象となりますか。	対象となります。 挙児を得た場合、出産または流産後に不妊治療を開始した時点から、改めて2年間は補助対象となります。 「挙児を得た」とは母子健康手帳の交付や医師による妊娠の証明などにより確認できるものをさします。
2	他市から引っ越してきましたが、他市で受けた分は申請できますか。	長久手市に住居票がない時期の分に関しては、補助の対象とはなりません。
3	他市へ転出しましたが、転出前に受けていた分の不妊治療の申請はできますか。	申請日時点で長久手市に住居票が無い場合は、申請することができません。必ず転出前に申請してください。
4	県外の病院で治療を受けましたが、申請できますか。	県外の病院で治療を受けた場合も、補助の対象となります。
5	国外で受けた不妊治療の費用は対象となりますか。	国外で受けた治療分については、補助の対象となりません。
6	複数の医療機関で治療していますが、申請できますか。	医療機関を重複している場合も、申請できます。申請の際は、重複している医療機関すべてについて、それぞれ受診証明書が必要となります。
7	受診証明書に関わる料金も補助の対象となりますか。	文書料は補助の対象とはなりません。なお医療機関により文書料は異なります。
8	不妊治療に関わる（補助対象となる）費用を具体的に教えてください。	不妊治療に関しての医療機関での支払い、及び薬局での支払いが対象となります。受診証明書により、医療機関の証明を受けた分が対象となりますので、自分で購入した健康食品や排卵チェッカーなどは含まれません。
9	不育症は補助の対象となりますか。	不育症は補助の対象外です。
10	妻は長久手市に住居票がありますが、夫は別の市町村にあります。それぞれの市町村に申請できますか。	不妊治療等補助金制度は、夫婦に対する補助制度ですのでどちらか一方の市町村での申請となります。
11	不妊治療等補助金の申請のタイミングを教えてください。	不妊治療等補助金の申請は、3月から翌年2月までの診療分を、4月から締め切り日までに受けつけます。締め切り日は大変混み合いますので、自己負担額が10万円を超えたとき、その年度対象分の診療が終わったとき、転出前などのタイミングで、早めに申請してください。
12	令和4年4月以降に保険診療で不妊治療を受けました。自己負担分は助成申請できますか。	助成できません。 保険診療の助成は令和4年3月診療分までです。